

別記様式第二号（第七条関係）（令2農水令83・全改）

（表面）

第 号		持続的養殖生産確保法第10条第1項の規定により立入検査等をする職員の身分証明書	
		職 名（魚類防疫員にあつては、その旨）	
		氏 名	
		生年月日	
		年 月 日発行	
		年 月 日限り有効	
都道府県知事（農林水産大臣）			

（裏面）

持続的養殖生産確保法（抄）

第10条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疫病を予防するため必要があると認めるときは、その職員に養殖漁場その他養殖水産動植物の伝染性疫病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所に立ち入り、養殖水産動植物その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、養殖水産動植物その他の物を集取させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第10条第1項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 （略）

備考 ・用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

・魚類防疫員にあつては、裏面に法第13条第1項の規定も記載すること。